

8-4 その他 関連法規

1 道路の上空に設けられる建築物

道路の上空へ設けられる建築物(アーケード、避難用渡り廊下など)に用いるガラスは、破片の落下防止のため網入板ガラスと定められています。落下防止性能の高い合わせガラスなどを使用する場合は、個別に特定行政庁への確認が必要です。

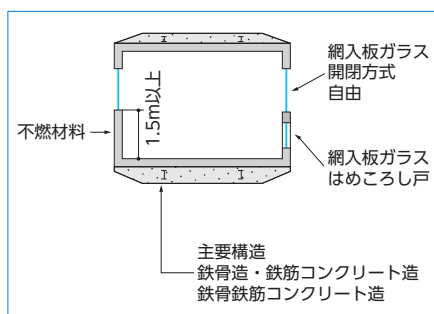
(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

■ 建築基準法施行令第145条

- 1 建築基準法第44条第一項第3号の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 主要構造部が耐火構造であること。
 - 二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。
 - イ 第112条第14項第1号イ及びロ並びに第2号ロに掲げる要件を満たしていること。
 - ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
 - 三 道路の上空に設けられる建築物にあっては、屋外に面する部分に、ガラス(網入りガラスを除く。)、瓦かわら、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
- 2 (省略)
- 3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。
 - 二 屋外に面する部分には、ガラス(網入ガラスを除く。)、瓦かわら、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
 - 三 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の

● 渡り廊下の構造

用途に供する建築物である場合には、その側面には、床面からの高さが一・五メートル以上



の壁を設け、その壁の床面からの高さが一・五メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめこし戸を設けること。

2 フェンス・手すり

手摺にガラスを使用する場合、ガラス品種などは法規で定められてはいませんが、貫通防止、破片の脱落防止のため、合わせガラスのご使用をお奨めします。ガラス品種に関わらず、破損時に人やガラスの破片が落下することのないよう対策を取る必要があります。

(階段等の手すり等)

■ 建築基準法施行令第25条

- 1 階段には、手すりを設けなければならない。
- 2 階段及びその踊場の両側(手すりが設けられた側を除く。)には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。
- 3 階段の幅が3メートルをこえる場合においては、中間に手すりを設けなければならない。ただし、けあげが15センチメートル以下で、かつ、踏面が30センチメートル以上のものにあつては、この限りでない。
- 4 前三項の規定は、高さ1メートル以下の階段の部分には、適用しない。

(屋上広場等)

■ 建築基準法施行令第126条

- 1 屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さ1.1メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。
- 2 (省略)

手摺の設計用荷重条件(各種規格)

◎荷重については、設計風圧力を設定して強度検討を実施する必要があります。

◎人が押したときの荷重条件については、次の基準や規格が用いられます。

- 「手摺の安全性に関する自主基準及び研究報告」(平成23年2月1日、日本金属工業協同組合) [表1]
- 「優良住宅部品評価基準 墜落防止手すり」(2017年12月、(一財)ベターリビング) [表2]
- 「住まいの安全学」(昭和51年) [表3]
- 「日本建築学会 建築工事標準仕様書・同解説 JASS13 金属工事」(1998年11月) [表4]
- 「共同住宅用アルミ製墜落防止手すり強度のガイドライン」(2008年6月、日本アルミ手摺工業会) [表5]

[表1] 日本金属工業協同組合の基準

グレード	建物の適用用途の参考例 (目安)	荷重 N/m(kgf/m)	手摺に掛かる水平荷重例	備考
0	柵(安全通路柵、敷地境界柵等)	-(-)	(荷重は掛からない)	面外荷重は掛からない「柵」
1	個人住宅 (廊下、バルコニー)	735(75)	4人で寄りかかる(前)	手摺の最低基準
			4人で寄りかかる(後)	
2	共同住宅の共用廊下、 避難階段	980(100)	1人でカー杯押す	一般的な荷重
3		1225(125)	4人走ってばらばらにぶつかる	避難行為にかかわる荷重
4		1470(150)	1人でカー杯揺り動かす	BL墜落防止手摺基準(1)相当
			4人横並びでカー杯押す	
5	商業施設・公共施設の通路、共同住宅 共用部、学校、大規模オフィスビル避 難経路等	1960(200)	4人で10m走って同時にぶつかる	BL基準の中間の値
			4人横並びで同時にカー杯押す	
6		2940(300)	8人で押しくら饅頭状態で押す	BL墜落防止手摺基準(2)相当
			20人以上で押しくら饅頭状態で押す	
7		2940超(300超)	(それ以上)	さらに大きな荷重が掛かる用途

(参考資料:「手摺の安全性に関する自主基準及び研究報告」日本金属工業協同組合・技術検討委員会、平成23年2月1日)

[表2]「優良住宅部品評価基準 墜落防止手すり」における強度試験の荷重

●強度試験の荷重

荷重	廊下用(300型)	バルコニー用(150型)
水平荷重	2,950N/m	1,450N/m

パネルに用いるガラスはJIS R 3205:2005(合せガラス)にある種類のⅢ類に適合する性能を有するものとする。
 出典:「優良住宅部品評価基準 墜落防止手すり」一般財団法人ベターリビング 2017年12月22日公表・施行

[表3] 人の状態別荷重

状態図							
	よりかかる(前)	よりかかる(後ろ)	押す	引張る	走って押す	肩で押す	
被験者	N	177	127	1,049	971	1,245	696
	kgf	18	13	107	99	127	71
最大値	N	97	79	721	775	661	356
	kgf	9.9	8.1	73.5	79.0	67.4	36.3

参考資料 住まいの安全学 あなたの家の危険をさぐる
 ブルーバックス B-299
 宇野美隆[著]／直井英雄[著] 講談社 昭和51年

[表4]「日本建築学会 建築工事標準仕様書・同解説JASS13 金属工事」(1998年11月)

●日本建築学会 JASS13 金属工事における耐測圧力の基準

種類	グレード	測圧力(kgf/m)				
		1	2	3	4	5
床端部手すり	-	50以上 100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上	-
階段手すり	-	50以上 100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	-	-
全面壁付き手すり	-	50以上 100未満	100以上 150未満	-	-	-
階段導線区分手すり (階段仕切り手すり壁)	-	50以上 100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上	-
身障者用手すり	-	120以上				

注:衝撃力等短期荷重を考えた場合は、上記の50%増とする。
 グレード1は、個人住宅等の特に規制を与えなくてもよい建物に採用するケース
 グレード3は、集合住宅または事務所ビル等の標準的な建築物に採用するケース
 グレード5は、公共性の高い建築物でなおかつ大地震時においても機能を損なってはいけない部分に採用するケースを指し、グレード2及びグレード4はそれぞれ中間を指すこととした。
 参考資料 日本建築学会 建築工事標準仕様書・同解説JASS13金属工業 1998年11月改訂

[表5]「共同住宅用アルミ製墜落防止手すり強化のガイドライン」(2008年6月、日本アルミ手摺工業会)

区分	水平荷重		設置場所
	N/m	kgf/m	
100型	980	100	バルコニー 廊下(階段前除く)
125型	1225	125	階段*1 廊下(階段前)

・適用範囲はRC造またはSRCを基本に検討しました。
 ・設計図書等に手すり強度の指定がある場合はそれに基つき、ない場合は発注者・設計者・メーカー等の協議により上記「基本強度」以上とします。
 ・人の動作以外の力が想定される場合は、発注者等との協議によります。
 *1 建築基準法施行例第25条に該当する主に転落防止目的のの手すりは適用外とします。
 参考資料 日本アルミ手摺工業会 共同住宅用アルミ製墜落防止手すり強度のガイドライン 2008年6月

3 採光上必要なガラス窓の面積

(居室の採光及び換気)

■建築基準法28条

- 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあっては七分の一以上、その他の建築物にあっては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。
- 以下(省略)

(学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光)

■建築基準法施行令第19条

- 建築基準法第28条第1項(法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の政令で定める建築物は、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(以下「児童福祉施設等」という。)とする。
- 法第28条第1項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。
 - 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室
 - 診療所の病室
 - 児童福祉施設等の寝室(入所する者の使用するものに限る。)
 - 児童福祉施設等(保育所を除く。)の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの
 - 病院、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの
- 法第28条第1項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(1)から(5)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものに

あつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる

建築物と居室の種類		採光有効面積 居室床面積 の比
(0)	住宅	1/7以上
(1)	幼稚園・小中高等学校 または中等教育学校の教室	1/5以上
(2)	保育所の保育室	
(3)	病院または診療所の病室	1/7以上
(4)	寄宿舎の寝室、または下宿の宿泊室	
(5)	児童福祉施設などの寝室(入所する者の使用するものに限る) 児童福祉施設等(保育所を除く。)の居室のうちこれらに入所し、または通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの	1/10以上
(6)	幼稚園・小中高等学校及び 中等教育学校以外の学校の教室	
(7)	病院、診療所及び児童福祉施設などの居室のうち入院患者または入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの	

4 エレベータ

エレベータに使用するガラスは告示により、合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること、と定められています。

(昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件)

■国土交通省告示第1454号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の7第1号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第129条の7第1号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

- 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - 昇降路の出入口(非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。)
 - 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲
 - 昇降路の頂部及び底部
- 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の5平方センチメートルの面にこれと直角な方向の300ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - 15ミリメートルを超える変形が生じないものであること。
 - 塑性変形が生じないものであること。
- 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス

(日本工業規格R3205に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸(床面からの高さが1.1メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあっては、厚さ6ミリメートル以上で幅20センチメートル以下の網入ガラス(日本工業規格R3204に適合する網入板ガラスに限る。)又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとしてすることができる。

(以下省略)

(かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件)

■国土交通省告示第1455号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の6第1項第一号及び第三号の規定に基づき、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の6第一項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。

(一～四 省略)

五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとしてすること。

イ 合わせガラス(日本工業規格R3205に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが1.1メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあっては、厚さ6ミリメートル以上で幅20センチメートル以下の網入ガラス(日本工業規格R3204に適合する網入板ガラスに限る。)とすることができる。

ロ かごの壁又は囲い(床面からの高さが1.1メートル以下の部分に限る。)に使用するガラスにあっては、手すり(ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。)を床面から0.8メートル以上1.1メートル以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。

(以下省略)

(小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件)

■国土交通省告示第1446号

建築基準法施行令第129条の13第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 昇降路は、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。

イ 昇降路の出し入れ口

ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲

ハ 昇降路の頂部及び底部

二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の5平方センチメートルの面にこれと直角な方向の300ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 15ミリメートルを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本工業規格 R3205に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。

(以下省略)

■昇降機技術基準の解説

(2009年8月、(一財)日本建築設備・昇降機センター、(一社)日本エレベータ協会)

本規定は昇降路外の人や物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部の開口部分等にガラスを用いる場合の規定である。ガラスの大きさは開口部分を覆う大きさをいい、ガラスのはめ込み部分のように取り付け構造上昇降路の壁などの鋼板の裏面部分にあるガラスは含まない。

また、「これと同等以上の飛散防止性能を有するもの」とは、JIS A 5759に規定される、建築窓ガラス用フィルムと同じ飛散防止性能があれば良い。例えば、単板ガラスを適用する場合は、JIS A 5759に規定される建築窓ガラス用フィルムを施工したものとすること。大型防犯窓などは、網入りの合せガラスを用いてもよい。

本規定は1年間の経過措置があり、平成22年9月28日から施行する。

ガラスの防犯性能に関する 板硝子協会基準(抜粋)

■ガラスの防犯性能に関する板硝子協会基準

(2006年2月、板硝子協会)

1. 本基準の目的

本基準は、ガラスの防犯性能のあり方を明示し、一般生活者の防犯意識を高め、犯罪の防止に貢献することにある。

2. 本基準が対象としている侵入手口

本基準は、現在公開されているガラス破りの侵入手口のなかで、最も割合の多い2つの手口(打ち破り、こじ破り)を対象としている。侵入手口の変化に応じて本基準は改訂されるものである。

3. 「防犯ガラスの定義」

本基準において、4.5.に示す性能ランクの、P2A 以上かつP2K 以上の基準を満たすものを、2の対象手口に対して防犯性能が期待できるガラス、すなわち「防犯ガラス」と呼称する。

4. 防犯性能を示す性能基準

（「打ち破り」手口に関連付けられる防犯性能）

本試験方法は、ISO 16936-1(EN356 を引き継いで2005年6月に発行)に準じている。特に、破壊音をあまり気にせずにガラスを破壊し、住民や警備員などが駆けつける前に数分で目的を達成しようとする、いわゆる「打ち破り」手口に関連付けられる。

1) 試験方法概略 鋼球落下試験

詳細はISO 16936-1 の該当箇所に規定に従う。

- ①使用鋼球 直径100 mm、重さ 約4.11kg
- ②落下方法 中心付近の一辺130 mmの正三角形の各頂点に順に鋼球を落下させる。
- ③供試体の大きさ 900X1100 mm
- ④落下高さおよび落下回数
- ⑤上記高さ・回数で実施し、三供試体全てにおいて鋼球がつき抜けなかったとき、その分類に合格したとみなされる。

分類	鋼球落下高さ(mm)	加撃回数
P1A	1,500	正三角形各頂点に1回ずつ計3回
P2A	3,000	正三角形各頂点に1回ずつ計3回
P3A	6,000	正三角形各頂点に1回ずつ計3回
P4A	9,000	正三角形各頂点に1回ずつ計3回
P5A	9,000	(正三角形各頂点に1回ずつ計3回)×3回

2) 「打ち破り」を対象にした防犯性能が認められる ガラスの仕様基準

板ガラスメーカー各社の実験結果、及び中間膜メーカーにヒアリングした結果から、4の性能基準に対して推奨されるガラス仕様を以下にまとめる。なお、これらは仕様の一例であって、固定されたものではない。また実験値として示したもので各ガラス仕様の性能を保証するものではない。

個々のガラスのランク付けは試験結果(性能基準)によって行われる。

分類	仕様	仕様
P1A	合わせガラス FL3+中間膜30ミル+FL3	
P2A	FL3+中間膜30ミル+PW	合わせガラス FL5+中間膜30ミル+FL5
P3A	合わせガラス FL3+中間膜60ミル+FL3	
P4A	FL3+中間膜60ミル+PW	合わせガラス FL5+中間膜60ミル+FL5
P5A	合わせガラス FL3+中間膜90ミル+FL3	
	FL3+中間膜90ミル+PW	合わせガラス FL5+中間膜90ミル+FL5

1ミル=1/1,000インチ(0.025mm) 30ミル=約0.76mm
※FL=フロート板ガラス、PW=網入磨板ガラス

5. 防犯性能が認められるガラスの仕様基準 (「こじ破り」手口に関連付けられる防犯性能)

「こじ破り」は、ドライバーなどで音を出さないようにガラスを破壊し、まわりに気づかれないよう密かに侵入しようとする侵入手口であり、日本独特の侵入方法である。

1) 「こじ破り」を対象にした防犯性能が認められるガラスの仕様基準

本基準は、平成13年11月に実施された財団法人 都市防犯研究センターによる実験結果に基づいている。

以下に仕様基準の一例をまとめるが、これらは実験値として示したもので各ガラス仕様の性能を保証するものではない。

分類	単板ガラス	複層ガラス
P1K	合わせガラス (FL3+中間膜15ミル+FL3) 耐熱強化ガラス6.5mm	普通フロートガラスによる複層ガラス (FL3+空気層+FL3) アタッチメント付き複層ガラス (FL3+空気層+FL3)
P2K	合わせガラス(中間膜30ミル)	
P3K	合わせガラス (FL3+中間膜60ミル+FL3)	合わせ複層ガラス (FL3+空気層+(FL3+中間膜30ミル+FL3)) 耐熱強化複層ガラス (FL3+空気層+耐熱強化ガラス6.5mm) 加撃面FL3 強化複層ガラス(FL3+空気層+強化4mm) 加撃面FL3

1ミル=1/1,000インチ(0.025mm) 30ミル=約0.76mm

- ①P3Kに属するものは、ドライバーを使ったこじ破りに対し防犯性能が期待できるもの。
- ②P2Kに属するものは、補助錠との併用により、ドライバーを使ったこじ破りに対し防犯性能が期待できるもの。
- ③P1Kに属するものは、ドライバーを使ったこじ破りに対し防犯性能が期待できるレベルには届かないが、単板ガラスのフロートガラス、網入りガラス、強化ガラスとの比較においては優位性が認められたもの。
- ④単板ガラスのフロートガラス、網入りガラス、強化ガラスについては、「こじ破り」に対する防犯性能は期待できない。

参考) 試験方法概略 侵入再現試験

※詳細については 財団法人都市防犯研究センター資料参照

- ①試験体 W4.5 尺 X H6 尺の引き違いサッシにガラスをはめ込んだもの
- ②使用道具 ドライバー
- ③実験方法 ドライバーによるこじ破りを実施し、クレセントを外して外障子を開けるまでの時間(所要時間)を計測する。

官民合同会議の定める 「防犯性能の高い建物部品」について

6. 官民合同会議による防犯性能の高い建物部品との関係

1) 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」によって「防犯性能の高い建物部品」に搭載されたガラスについて、板硝子協会は「防犯ガラス」と呼称することを認める。

<本基準を適用するにあたっての注意事項>

ここで規定した「防犯ガラス(防犯性能が期待できるガラス)」は、実験の性質上から考えられる再現性や、実際の犯行との相違などといった点から、絶対的なものではなく、むしろ相対的な位置付けを示すものとして捉えるべきである。

また、これらのガラスは何れも、「破れない」ガラスではなく「破りにくい」ガラスであることも認識しておくべきである。

したがって、開口部の防犯設計にあたっては、ガラス単体だけでなく、補助錠との併用や頑丈な窓構造への転換、セキュリティシステムを導入する、などといった総合的な検討を行うことが必要である。

■「防犯性能の高い建物部品」に登録された 防犯合わせガラスの性能確認に関する運用基準

(2019年10月1日 板硝子協会)

1. 総則

本運用基準は、防犯性能の高い建物部品目録(以下「目録」という)に登録された防犯合わせガラス(以下「登録製品」という)の性能が、申請時の合格品と相違なく維持されていることを、定期的な性能検査(以下「定期性能検査」という)によって確認することを目的として定めたものである。防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議(以下「官民合同会議」という)の構成員である板硝子協会(以下「協会」という)が、2から6までに定める定期性能検査の実施に係る事務を掌理する。

(以下省略)

本件に関する連絡、問い合わせ先

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号

板硝子協会 TEL. 03-6450-3926 FAX. 03-6450-3928

●防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する 官民合同会議

建物の設備面での対抗処置を講じることによって侵入犯罪の防止を図るために、平成14年11月25日、警察庁では、国土交通省・経済産業省や建物部品関係の民間団体とともに「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置しました。

官民合同会議では、現在の侵入犯罪の手口を踏まえ、建物への侵入を防ぐための各建物部品の基準などについて検討を重ね、平成15年10月からは建物部品の防犯性能試験を実施。平成16年3月、官民合同会議の活動について「防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方」として取りまとめました。同時に、平成15年度中における試験結果に基づき、「侵入までに5分以上の時間を要する」など一定の防犯性能があると評価された建物

部品(防犯建物部品)15種類、計約2,300品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表しました。防犯建物部品は、令和2年3月末現在、17種類3,416品目です。

●防犯性能の高い建物部品目録

<http://www.cp-bohan.jp/>

【目録の利用に際しての注意】

- (1)目録に掲載された建物部品は、一定の試験基準に合格した製品ですが、あらゆる状況において5分以上侵入を阻止できるということではありません。
- (2)試験の時間は一部を除いて5分間を上限としていますので、同じカテゴリ(種類)に属する製品の中に耐久時間が5分を若干上回る程度のものから数十分の攻撃に耐えるものまで、さまざまなグレードの製品が含まれます。
- (3)製品が指定する施工条件に従って適切に施工されたときに限り、その本来の防犯性能を発揮します。

●CPマーク

平成16年5月、官民合同会議では「防犯性能の高い建物部品」の普及を促進するため、「共通呼称(防犯建物部品)」と「共通標準(CPマーク)」を制定しました。

「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された建物部品のみを「防犯建物部品」と呼び、「CPマーク」の使用が認められるのです。



◆ CPマークの意味

「防犯」=「Crime Prevention」の頭文字CとPをシンボル化しています。

◆ CPマークの使用

- (1)建物部品のパンフレットなどの広報資料に使用し、「防犯性能の高い建物部品」の普及を促進します。
- (2)目録記載の建物部品については、当該製品が「防犯性能の高い建物部品」であることを示すために、当該製品の製造・輸入業者において製品に貼付し、カタログなどに表示します。